○国家公安委員会告示第六十八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年十月三十日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A17－50	クルーズ ＶＣＲ438	株式会社ミヤタサイクル 神奈川県川崎市川崎区東田町11番地27
交　A17－51	クルーズ ＶＣＲ468	株式会社ミヤタサイクル 神奈川県川崎市川崎区東田町11番地27
交　A17－52	eisanbike ＡＳ－261Ｗ－Ｅ	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４－２－２浅草橋西口ビル３Ｆ
交　A17－53	eisanbike ＡＳ－267ＭＴＢ	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４－２－２浅草橋西口ビル３Ｆ
交　A17－54	eisanbike Benero203R	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４－２－２浅草橋西口ビル３Ｆ
交　A17－55	ＳＷＩＭＥ　mini ＥＭＶ203	アサヒサイクル株式会社 大阪府堺市美原区木材通４丁目１番11号
交　A17－56	丸石アシスト ＡＳＡＰ277Ｂ	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684－１
交　A17－57	丸石アシスト ＡＳＣＣＹ203Ｂ	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684－１
交　A17－58	丸石アシスト ＡＳＰＥ263Ｂ	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684－１
交　A17－59	Daytona Pottering Bike ＤＥ01Ｘ	株式会社デイトナ 静岡県周智郡森町一宮4805
交　A17－60	ＬＨ242Ａ ＥＬＨ242Ａ	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○外務省告示第三百八十三号

平成二十九年十月三十日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったジャワ幹線鉄道電化・複々線化事業（第一期）計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十八年十一月二日付けの口上書により平成二十九年九月十一日まで延長された。）がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により更に平成三十一年九月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十九年十一月二十日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百八十四号

平成二十九年十月三十日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十九年十一月二十日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百五十九億二千八百万円（一五、九二八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、カビテ州産業地域洪水リスク管理計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、フィリピンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、特に、従うべき国際競争入札の手続を定める。）に従って調達されることを確保する。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税